



## 千葉県助産師会と災害協定を結びます

「災害時における助産師による支援活動協力に関する協定」の調印式を行います

習志野市と一般社団法人千葉県助産師会が、「災害時における助産師による支援活動協力に関する協定」を結びます(佐倉市・浦安市・船橋市・松戸市・千葉市に続き、県内6市目となります)。

締結にあたり、下記のとおり調印式を行います。

### 記

- 1 日時 平成30年5月16日(水)午後1時30分～午後2時
- 2 場所 習志野市役所 3階 会議室 C

### 協定の趣旨

災害が発生し、妊産婦や新生児への支援が必要であるとき、習志野市の要請に基づき、千葉県助産師会に加盟している助産師を避難所等に派遣し、応急救護活動や母子等の支援にあたります。

### 助産師による支援活動

- ①妊産婦等に対する健康診断等の巡回相談及び心身のケア
- ②妊産婦等に対する病院や助産院等へ転送の要否等の進言及び決定
- ③妊産婦等に対する病院や助産院等への転送が困難な場合の処置
- ④その他助産師が平常時に行う業務の範囲内で習志野市が必要とする業務

### ※助産師とは

助産師は、妊婦の健康管理、食事・運動の指導、出産後の体調管理、母乳指導、乳児指導など、妊娠から出産、育児に至るまで、母子の健康を守るための一連の管理・指導活動を行います。また、助産師は正常分娩であれば医師の指示を必要とせず、自身の判断で助産介助ができるのが特徴です。

### 問合せ

健康福祉部健康支援課 担当者 仁王 俊明、塙 久子  
電話番号 047-453-2922

